# 8 防災・避難所機能

生野区の西部地域は密集市街地であり、防災上も危険なエリアに指定されている。よって、学校跡地となって以降も、売却処分とせずに残し、災害時に地域住民が安全に避難できるスペースとして、校舎及び講堂は災害対策基本法に基づく指定避難所に、運動場は同じく指定緊急避難場所として指定・活用される。

#### 8-1 避難所スペース

そのため、校舎活用の用途に沿いつつ、災害時に必要な避難スペースを確保する必要がある。 生野小学校跡地の活用については教育機関としての用途をその要件としていることから、避難 スペースとしては現行の小学校と同様に校舎・校地全体を開放する。

つまり、「5.利用区画と用途内容」に記載のとおり、災害時には、避難所スペースとして 校舎全体(校長/職員室などの執務スペースや分電盤等設備が設置されている管理室などの管理スペースを除く)及び講堂・運動場を避難所として開放する。

なお、当該スペースは、平常時は利活用可能であるが、災害時には即時に開放ができるよう に、室内には可動式で収納可能な備品・物品のみの設置を可能とする。

# 平常時の使用

#### 活用可能スペース

- ・校舎(用途指定スペースを除く)
- 講堂
- ・運動場
- ・その他敷地(外構部分等)

#### 用途指定スペース

- ・校舎(1 階 特別支援教室、 生活科室)
- ・備蓄倉庫(校舎1階)

#### 災害時の使用 -

### 避難所スペース

- ・校舎(対象外スペースを除く)
- ・講堂
- ・運動場
- ・その他敷地(外構部分等)

#### 対象外スペース

- ・校長室、職員室等執務スペース
- ・分電盤設備がある管理スペース

### 8-2 避難所運営・防災拠点

学校跡地の活用・運営が開始されるにあたり、上記避難所の開設や運営をはじめ、平時からの地域防災訓練等、学校跡地が地域の防災拠点として機能していくために、事業者・地域・本市の三者で構成される協議体を設置し、災害時の対応や運営の取り決めについて平時から協議していく体制を作る。(6-3参照)

なお、本市の地域防災計画上、避難所として開設する期間は原則最大3か月とされているため、以降、個々の避難者は別途広域避難所へと避難することが想定されるが、想定外の規模の災害が起きた場合の避難所の開設期間については、事業者と本市の協議の上決めていく。

また、避難所としての開設期間中の相当分の貸付料や維持管理費用については、基本的に本市側の負担とするが、具体的な補填対象については、事業者と本市の協議の上決めていく。

# 9 地域コミュニティ機能

学校はこれまでも地域コミュニティの育成の拠点であったことから、閉校を迎えるにあたって、 学校を通じて行われてきた様々な地域活動についても、地域のニーズ・意向を踏まえつつ、その あり方を検討してきた。

### 9-1 これまでの地域活動

現在学校で行われている生涯学習事業及び学校体育施設開放事業は、本市としての事業自体は新しい統合先の小学校に移行するものの、生野小学校跡地においても、地域のニーズ・意向に応じて可能な限り新しい形で実施できるように調整していく。

また、夏祭り、敬老大会、もちつき大会、グランドゴルフ大会などの地域行事についても、 地域のニーズ・意向を踏まえつつ、可能な限り生野小学校跡地において継続して実施できるよ うに調整していく。

### 9-2 今後の新たな地域活動

今後、学校跡地となって以降、新たに地域活動として実施していくにあたり、地域(地域活動協議会や近隣商店街など)、事業者及び本市から構成する協議体を設置し、定期的に情報交換・協議・検討していく。(6-3参照)

そのため、運営事業者からの活用提案にあたり、次のとおり要件を求めることとする。

例)

- ・運動場・講堂における地域活動のための定期的な利用機会の提供(団体利用)
- · その他事業者の活用スペースにおける地域活動のための利用機会の提供(団体利用)
- ・上記スペースにおいて、団体利用だけでなく、個人利用としての利用機会の提供
- ・事業者・地域との合同イベントなど



# 生野小学校 跡地活用計画 (案)

担当: 生野区役所 地域まちづくり課

住所: 〒544-8501 大阪府大阪市生野区勝山南3丁目1-19

TEL: 06-6715-9017

FAX: 06-6717-1163